

決済に関する論点の中間的な整理について

(座長メモ)

平成 19 年 12 月 18 日

決済に関する研究会

目 次

I	はじめに	1
II	決済に関する新しいサービス	3
	1. 検討の枠組み	3
	2. 利用者保護と取引の安全	4
	(1) 利用者の意思の確実な履行	4
	(2) 預かった資金の保全	6
	(3) 多数の事業者の関与	7
	3. 新しいサービスの提供の促進	8
	4. 電子マネー	9
	5. ポイント・サービス	10
	6. その他	12
III	資金決済システム	12
	1. 現状	12
	2. 資金決済システムの強化のための論点	13
	(1) 国際化・標準化	14
	(2) 顧客ニーズへの対応	14
	(3) 資金決済システムの運営等	15
	(4) 業務継続体制	16
IV	証券決済システム	16
	1. 現状	16
	2. 証券決済システムの強化のための論点	17
	(1) STP化	17
	(2) 決済期間の短縮化	18
	① 株式決済	19
	② 国債決済	20
	(3) 証券決済システムの運営等	20
V	おわりに	21

(参考)

1. 決済に関する研究会メンバー
2. 決済に関する研究会開催状況

(座長メモ)

平成19年12月18日

決済に関する論点の中間的な整理について (決済に関する研究会)

I はじめに

決済に関する研究会は、金融庁金融研究研修センターにおいて開催されたものである。

決済とは、一般に「当事者間の債権・債務を清算すること」と言われる。日々行われる経済取引に伴い、当事者間に債権・債務関係が発生し、そうした債権・債務を資金等の受渡しにより解消することが決済と呼ばれる。決済のために現金や証券など様々なものが受け渡されるが、このうち資金の受渡しは資金決済と言われ、証券の受渡しは証券決済と言われる¹。

資金決済については、実際に現金を手渡すことによって行われるのは対面で行う小口の場合に限られ、多くの場合は振込など銀行²の預金を移転することにより行われる。さらに、支払人と受取人が別々の銀行に口座を持っていれば、預金の移転には銀行間の資金決済が必要となり、最終的には銀行が日本銀行に有する当座預金の振替（日銀当預決済）によって完了することとなる³。このように資金決済が円滑に営まれる組織的な仕組みが「資金決済システム」と呼ばれる。資金決済システムはいわば階層をなしており、個人や法人企業等の当事者間で行われる決済（リテール決済）と、銀行間で行われる決済（ホールセール決済⁴）とに分けることができる。

リテール決済に関しては、近年、情報通信技術の革新やインターネットの普及等により、コンビニエンス・ストアによる収納代行サービスが普及するほか、いわゆる電子マネー等の様々な電子的支払サービス⁵が発達してきている。また、ポイント・サービスについても急速な発達をみせるなど、新しいサービスが普及・発達してきている。

リテール決済を含む資金決済システムの中核は銀行が担ってきた。また、銀行は、預金の受入れ、貸出を通じた信用創造機能を果たすなど重要な機能を担っている。このため、銀行法によって免許制が採られ、預金保険法によって預金保険制度が設けられるなど、銀行を中心に決済制度が整備されてきた。他方、決済に関する新しいサービスについては、過去、電子マネーについて検討が行われた⁶ものの、電子マネーが大きな普及をみせることがなかった等の事情から

制度整備は行われていない。また、昨年、電子的支払サービスについて検討が行われている⁷が、決済に関する新しいサービスは電子的支払サービスに止まるものではない。さらに、エスクロー・サービス、送金サービス等の新しいサービスへのニーズも高まっている。このため、改めて決済に関する新しいサービス全般について、総合的な検討を行うことが必要となる。また、これらのリテール決済における新しいサービスは、最終的な決済が銀行を利用して行われる場合があり、資金決済システムを構成するものと捉えることもできる。このため、決済に関する新しいサービスを検討するには、個々のサービスについての検討だけでなく、資金決済システム全般についても検討を行うことが必要となる。

証券決済については、金融商品取引所を通じた証券取引が通常であり、投資家は金融商品取引業者を介して証券取引を行うこととなる。このため、金融商品取引所における業者間の取引に関する決済と、業者・投資家間の取引に関する決済を伴うこととなる。証券決済には、従来、有価証券の受渡しが必要であったが、現在は、券面の受渡しが不要とされる保管振替制度⁸、振替制度⁹によって決済が行われる。振替制度では、振替機関と金融商品取引業者等が多層構造をなし、それぞれに備えられた振替口座簿の記録の振替により権利が移転する。また、この決済に先立って、金融商品取引清算機関において業者間の多数の証券取引の清算（ネッティング）が行われる。証券決済についても、このように「証券決済システム」として、決済が円滑に営まれる組織的な仕組みが設けられている。

証券決済には、証券の受渡しとともに資金の受渡しが必要となり、証券決済システムと資金決済システムは相互に密接な関係を有することとなる。このため、両者を合わせた検討が必要となるものである。

現在、ニューヨーク、ロンドンに比肩する国際金融センターの確立に向けたわが国金融・資本市場の競争力強化が強く求められている。金融・資本取引が円滑に行われるためには、決済が法的安定性をもって円滑かつ効率的に行われる必要があり、決済システムは金融・資本市場を支える重要な社会的基盤（インフラ）である。このため、決済システムについても、一層の利便性の向上、リスク管理の強化等の指摘がなされている¹⁰。

このような状況を踏まえ、決済に関し、新しいサービスとともに決済システムについて、幅広く総合的な検討を行い、今後の議論のために論点を整理することを目的として、本研究会は開催されたものである。本とりまとめは、これまでの研究会での議論を踏まえ、決済に関する論点について中間的な整理を行ったものである。

Ⅱ 決済に関する新しいサービス

1. 検討の枠組み

決済が単に債権・債務の解消であるとするれば、例えば、収納代行サービスについては、収納代行業者が受領権限を有すれば支払人からの資金の受領によって決済は法的には終了すると考えることができる。この場合、収納代行業者がさらに収納機関に資金を移転することは、別個の決済と考えることができる。しかし、本来は支払人と収納機関との間に債権・債務関係があり、その解消が行われることが重要であるとするれば、収納代行業者から収納機関が資金を受けることによって決済が実質的に終了すると考えることもできる。同様に、第三者型の前払式証票についても、加盟店の財・サービスの提供に対し利用者が前払式証票を利用することで決済は終了すると考えることも、前払式証票の発行者から加盟店が資金を回収することで決済が実質的に終了すると考えることもできる。

このように、決済に関する新しいサービスについて検討するには、既存の法律関係に当てはめて考えるだけでは不十分であり、資金の受渡しの仕組みをみて、どのような利用が行われ、どのような機能を有しているのかを検討する必要がある。その上で、既存の制度にとらわれず、制度のあり方について検討を行う必要がある。

決済に関する新しいサービスについては種々の整理が可能と考えられるが、例えば、次の2つに大別することができると考えられる¹¹。

① 資金移動サービス

収納代行サービス、代金引換サービス、口座振替代行サービス、エスクロー・サービス、送金サービス¹²等、支払人から受取人への資金の移動を仲介することを目的とするもの

② 資金前払サービス

利用者から前払の資金を預かり、事業者が前払式証票の発行や資金の記録を行い、この資金をもって利用者の財・サービスの購入時の支払に充てることを目的とするもの

いずれのサービスにおいても事業者が利用者から資金を預かるが、資金移動サービスについては資金の移動を仲介することを目的とし、資金前払サービスについては財・サービスを提供することを目的とする。ただし、第三者型の資金前払サービスでは、事業者が、利用者と加盟店の間の資金移動を仲介することから資金移動サービスの性格を有するとも考えられる¹³。

なお、資金移動サービス、資金前払サービスのいずれかに位置づけられない

サービスとして、ポイント・サービスがあると考えられる。

このような整理を踏まえ、同様の性格のサービスに対しては同様の制度となるよう留意する必要がある。例えば、資金前払サービスについては、現在、前払式証票規制法（前払式証票の規制等に関する法律）があり、発行者に対する供託義務等が定められている。しかし、サーバのみで記録が管理されるものについては同法は及ばない。このような状況が生じることのないよう、新しいサービスを広く視野に入れ、制度整備を図ることが必要と考えられる¹⁴。

制度整備を図る場合には、利用者保護や個々の取引の安全の確保の観点から検討を行う必要がある。また、決済システムの安全性・効率性・利便性の観点からも検討を行う必要がある。同時に、新しいサービスの発展を促し、既存のサービスに競争を促すというイノベーションの促進の観点から検討を行う必要がある¹⁵。決済に関する新しいサービスについて、これらの観点から調和が図られた適切な制度を整備することが必要である。

さらに、何らかのルールが必要としても、事業者による自主的なルール等に委ねられることで十分か、法的枠組みが必要かについても検討を行うことも必要である。

2. 利用者保護と取引の安全

(1) 利用者の意思の確実な履行

資金移動サービスにおいては、利用者保護の観点から、当事者の資金を移動しようとする意思（指図）が仲介者（事業者）によって確実、適切に履行されることが重要であり、履行が担保される仕組みが必要である。例えば収納代行サービスにおいては、収納代行業者が資金を受領する権限を収納機関から明示的に与えられていれば、支払人が収納代行業者に支払うことで支払人の意思は実現され支払人の保護は図られることになる¹⁶。しかし、収納機関も収納代行サービスの利用者であり、受領権限を与えた収納機関が収納代行業者から資金を回収することが収納機関である利用者の保護と考えることもできる。これについては、収納機関は事業者であることが多く¹⁷、自ら収納代行業者を選択したのだから保護の程度が低くとも問題ないと考えることもできる。

また、例えば、送金サービスにおいては、支払人から受取人に資金が予定通りに渡ることが担保される仕組みが必要である。特に、支払人や受取人が消費者である場合には、その必要性が高いと考えることができる。しかし、例えば、少額に限定されたサービスであれば、利用者保護の程度を低くしても許されると考えることができる。また、利用者保護の規制のあり方として、資金が毀損

されないよう保全が図られれば十分との考えもありうる。利用者が大口の企業に限定されているような場合には、資金が支払人から事業者・受取人へ移転する時期についてルールが明確化されれば、十分との考えもありうる。

資金移動サービスについては、事業者の破綻等により資金移動が実現しない場合には予定していた資金を受け取れないこともある。その結果、社会的混乱が生じる可能性を考えれば、単に個々の利用者保護の観点だけでは不十分であり、社会的な影響について検討する必要がある。特に、事業者間で送金網（ネットワークの形成による事業者間決済）が作られる場合を検討する必要がある。送金網を形成する事業者のいずれかが破綻したときに大きな社会的混乱¹⁸の問題が発生する可能性があるとするれば、事業者に対して厳格な規制が必要と考えられる。これに対し、送金網を形成する事業者は銀行のような金融仲介機能や信用創造機能を有さず、銀行の場合と同様の社会的な影響は生じないとするれば、銀行ほどの規制は必要ないとも考えられる。また、受け取った資金について、分別管理や流動性を勘案した上での安全資産への運用が義務づけられていれば、社会的な影響が生じることは少ないとも考えられる。

他方、事業者の破綻等によって社会的な混乱が生じる可能性があっても、資金移動サービスは、金融仲介機能や信用創造機能を有する銀行ほどの役割を果たすものではないとするれば、銀行による振替等と同一視すべきではないと考えることもできる。特に、事業者が取り扱う金額や件数に着目し、1件あたりの金額が少額な場合には社会的な影響は小さいと考えることもできる。ただし、1件あたりの決済は少額であっても事業者が取り扱う総額が大きい場合にはやはり影響が大きいと考えることもできる。

資金前払サービスにおいては、前払をした利用者が前払金によって事業者から財・サービスの提供を将来受けることが担保される必要がある。また、第三者型の資金前払サービスにおいては、加盟店も利用者であり、発行者から資金を確実に回収することができることが重要と考えることもできる。しかし、加盟店は事業者であり、自らの責任でそのサービスの仕組みに加わったことから、保護の程度が低くとも問題がないと考えることもできる¹⁹。

資金移動サービス、資金前払サービスのいずれのサービスにおいても、不適切な利用に結びつかないよう、例えば、資金移動がマネー・ローンダリングに利用されないための方策について留意する必要がある。

また、決済に関する新しいサービスの多くについては、その業務において情報システムや通信ネットワーク等の果たす役割が大きい。これらのサービスは、情報システムに障害が発生した場合に業務への影響を受けやすく、通信ネットワークを通じた非対面でのサービスの提供等に伴う第三者によるなりすまし（決済手段の偽造・変造等）等の不正行為が発生する危険性もある。特に決済

に関する新しいサービスでは、こうしたシステム障害や不正行為の発生によって、利用者の意思が履行できなくなり利用者に損害が生じる可能性や、取引に混乱が生じる可能性があることから、事業者にとってはシステムの安定稼働や情報セキュリティの確保のための十分な対策を講じることが重要である。その際、求められる技術水準や技術内容は一様ではなく、技術革新やビジネス・モデルの多様化に応じて変わりうるものである。このような変化にタイムリーに対応できるよう、事業者の自主的な取組みや監督のあり方を考えることにより、事業者の適切な対応をどのように確保するかについて検討する必要がある。

(2) 預かった資金の保全

資金移動サービス、資金前払サービスのいずれのサービスにおいても、通常、資金の受入れが行われるため、事業者が利用者から資金を預かったまま破綻した場合には、資金移動等の目的が果たされないことになる。

資金の受入れを行う銀行は、決済機能に加え、預金を融資等に運用するなど金融仲介機能や信用創造機能を果たし、取付けやシステミック・リスクの問題が生じることから厳格な規制が必要とされる。新しいサービスを提供する事業者が、資金決済システムにおいて銀行と同様の機能を果たすとすれば、銀行に対するのと同程度の厳格な規制が必要と考えられる。他方、そうではないとすれば銀行ほどの高い規制は必要ないと考えられる。

資金移動サービスについては、事業者がサービス毎に資金を受け取ることが想定され、支払人や受取人の口座に資金の滞留が予定されていないことから、高度な決済機能は有さないと考えられる。他方、事業者があらかじめ複数の送金のための資金を受け取る場合など支払人や受取人の口座に資金が滞留する場合には、決済機能が高まることになる。

資金前払サービスについては、利用者が前払をした資金によって、財・サービスの提供を将来受ける権利を、財・サービスの価値の変動リスクを含めて購入したと考えれば、利用者保護の必要性は低いと考えることもできる。これに対し、前払をすることは資金を預け、将来の財・サービスの提供時点で前払をした資金によって決済が行われると考えれば、前払をした資金の保全の必要性が高まる。特に、前払をした資金の返還が可能な場合（換金性がある場合）には、利用者への価値の変動リスクの移転は生じないと考えられ、利用者保護の必要性は高いと考えることもできる。

また、資金前払サービスについて換金が認められる場合には、事業者の破綻によって取付けが生じる懸念がある。さらに、事業者が滞留した資金を元手と

して貸付を行うときには銀行のような金融仲介機能を果たすことになり、仮に、事業者が設定しているサービス口座に記録しそれが決済に用いられる形で貸出を行うときには、銀行のような信用創造機能を有する可能性もあると考えられる。

新しいサービスを提供する事業者が破綻に至らないよう、参入資格や検査・監督についての検討や、預かった資金についての分別管理、安全資産（及び流動資産）への運用、信託等の保全²⁰についての検討が必要である。この場合、銀行との比較だけではなく、次のような点についても検討が必要と考えられる。例えば、預かった資金が事業者に滞留する期間が短ければ、事業者の破綻によって支払人・受取人が資金を失うリスクが低下し資金保全の必要性は低下するの²¹。利用について上限が設けられていたり、利用される範囲が特定の地域等に限定されていたりすれば社会的影響は小さいと考えてよいか²²。このような区分に応じて保護の程度が異なることも考えられる²³。また、イノベーションを促進する観点を忘れてはならず、法規制によらず、事業者の自主的なルールや、契約関係等の開示によって利用者が適切な判断を行うことを可能とするなどの方法によって利用者の保護を図ることを検討することも必要と考えられる。

(3) 多数の事業者の関与

決済に関する新しいサービスの多くは、情報通信技術を用い、サービス提供者以外にコンピュータ・システム業者やデータ処理事業者等の多数の事業者が関与する。このほか、第三者型の資金前払サービスにおいては財・サービスを提供する事業者が存在する。収納代行サービスにおいては当初収納代行業者（コンビニエンス・ストア）と特定の収納機関（電力会社等）との間で直接サービスが提供されていた。しかし、クレジット・カード業者等が収納機関から委託を受けて、コンビニエンス・ストアに収納代行を委託する例など、サービスを提供する事業者が複層化する場合もみられる。このような多数の事業者の関与に対応した制度整備を検討する必要があると考えられる。

また、多数の事業者が関与することから、システム・トラブルやなりすまし等が生じた場合には、関係者間の責任の分担が不明確であっては利用者保護に欠けることとなる。また、責任分担が明確であってもその開示が不適切では利用者保護に欠ける。このため、責任分担ルール等について、どのようなものを、どの程度必要とするのかを検討する必要がある。例えば、当事者間の契約に委ねることや私法上の特別なルールを導入することも考えられる。この点で、銀行の場合や、取り扱う金額の大小等を比較して検討する必要があることは、

(2) の場合と同様であると考えられる。

3. 新しいサービスの提供の促進

決済に関する新しいサービスについては、銀行法の「為替取引」、「預金」、出資法（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律）の「預り金」、前払式証票規制法の「前払式証票」など現行法との関係が問題となりうる。新しいサービスとこれらの法律との関係を明らかにすることが必要である。その際には、新しいサービスを単に規制する観点から検討するのではなく、法的安定性・予見可能性を確保し、事業者に新しいサービスの提供を促す観点から検討が行われることが重要である。

「為替取引」については、判例²⁴で『為替取引を行うこと』とは、顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行することをいう」とされている。資金移動サービスは利用者間で資金を移動しようとするものであることから為替取引との関係が問題となる。資金前払サービスであっても、利用者間の資金（前払金）の記録の移転サービスを行う場合、特に併せて換金・返金を行う場合には、資金を移動する機能を有しうることから同様に問題となりうる。

銀行法の規制は資金決済システムの安全性や信用秩序の維持の役割を果たし、地下銀行の摘発など不正防止にも役立っており、引き続き現在の規制を維持する考え方もありうる。他方、銀行法の規制は為替取引を幅広く捉えすぎており、事業者が銀行法との抵触を恐れ、決済に関する様々なサービスを安心して提供することを妨げているとの考え方がある。また、銀行法の趣旨²⁵に反しないようなサービスの仕組みであれば、銀行以外の者が資金移動サービスを提供することに問題はないとも考えられる。さらに、制度整備が図られることで、サービスの適切な利用も促進され、銀行との競争の促進が図られるなど利用者の利便が増すとも考えられる。

ただし、為替取引など資金移動についてはマネー・ローンダリング防止の観点がより重要性を増してきている。例えば、収納代行サービスにおいて、何人もが収納機関となり代金等の請求・支払に利用することが可能であるとすれば、架空請求詐欺等によるマネー・ローンダリングに悪用される懸念もある。制度整備に際しては、このような懸念に対して応えることができるよう留意する必要がある。

「預り金」は、一般大衆を保護するため²⁶、預金等と同様の経済的性質を持つ

ものとされ、銀行など法律に特別の規定のある者以外が行ってはならないとされる（出資法第2条）。資金移動サービスでは、受取人に渡すべき資金が事業者に一時的に滞留することが問題となりうる²⁷。資金を預かるとしても、専ら資金移動の目的を達成するための一時的なものであり、運用を予定したものでもないことから、預り金に該当しないと考えることもできる。しかし、資金の滞留が長期間にわたったり、これを運用して支払額以上の金額を返還することを約するような場合も想定できなくはなく、およそ出資法に反しないというものでもない。資金前払サービスでは、前払を受けた資金が問題となりうる。前払金は契約に基づき一定範囲の金銭債務（財・サービスの代金の支払債務）の弁済に充てることを予定したものであり、預り金に該当しないと考えることができる。しかし、前払式証票を額面金額以下で販売し、額面金額で返金するような場合も想定できなくはなく、およそ出資法に反しないというものでもない。

このように、新しいサービスは出資法に抵触する可能性が低いと考えることができる一方、その仕組み如何によっては出資法の趣旨に反する場合もありうる。したがって、出資法の趣旨を守りつつ新しいサービスが提供されるよう、制度整備の検討を行う必要があるのではないか。

なお、決済に関する新しいサービスは、クロスボーダーで提供される場合が考えられる²⁸。クロスボーダーで提供されるサービスを銀行以外の者が行うことが許されるのはどのような場合であるかが明確ではないとの指摘がある。国内の者が利用できる状態にあれば適用があるなど様々な見方が考えられるが、他の場合と同様に、現行法の趣旨を踏まえて制度整備の検討を行う必要があるのではないか。

4. 電子マネー

現在、電子マネーと名づけられた様々なサービスが提供されているが、電子マネーについては、確たる定義があるものではない。このため、電子マネーを定義することによって制度整備を図る必要があるとの考え方がある²⁹。他方、どのようなものを電子マネーと定義するかは呼称の問題であり、電子マネーという概念から直ちに何らかの結論が導かれるものではなく、どのような機能を有する決済手段・決済媒体に対して、どのような制度整備を行うかを検討することが必要であるとの考え方もある。

電子マネーとして、現金、銀行預金以外の、電子的に発行される決済手段を念頭に置けば、発行者が、①現金、銀行預金（資金）を受け取って発行するもの（資金の裏づけがあるもの）と、②資金を受け取らずに発行するもの（資金

の裏づけがないもの) とが考えられる。なお、少額に限定された新しいクレジット・カードが電子マネーと呼ばれることもあるが、クレジット・カードは決済媒体ないし指図手段であることから、ここでの整理では、電子マネーとしていない。

資金の裏づけのあるものについては、紙・ICチップに記録されるものであれば前払式証票規制法による規制があるが、インターネット上のサーバに記録されるもの(サーバ型)であれば同法による規制は現状では及ばない。同法と同様の規制を及ぼすことが必要と考えられるが、これで制度整備が十分であるかの検討も必要である。サーバ型について、換金・返金が自由に行われる場合や資金移動サービスが行われる場合など銀行預金と同様の決済手段として利用される場合には、現在の前払式証票規制法と同程度の規制では不十分と考えることもできる。この場合に、受け取った資金の全額について安全資産(及び流動資産)への運用を義務づければ、いわゆるナローバンク³⁰と異ならないとも考えられる。また、上限が設けられ小口の利用に限定される場合には、銀行預金のような機能まで果たすことはなく厳格な規制は必要ではないとも考えられる。

資金の裏づけのないものについては、ポイントについて決済手段としての保護について検討するのと同様の検討が必要となると考えられる。

5. ポイント・サービス

ポイントには、財・サービスの販売金額の一定割合に応じて発行されるものや、来場や利用ごとに一定額が発行されるものなど多種多様なものがある。また、ポイントを利用して、景品への交換、商品の割引購入、前払式証票や現金・預金債権の取得等を行えるなど、ポイントによって得られる商品も多種多様である。さらに、ポイントの交換を行うサービスも提供されている。ポイントが電子的に発行・管理されることで、景品交換等に利用されるに止まらず、決済に利用される機会が増えていることから、決済との関係について検討を行う必要があると考えられる。

利用者がポイントを受け取る際に対価を支払っているかどうかに着目し、対価が支払われているとすれば、ポイントを資金前払サービスとして考え、利用者保護等について検討を行う必要性が高いと考えられる。対価が支払われておらず、利用者が景品・おまけとして受け取っているとすれば、利用者保護等について検討を行う必要性は高くないと考えられる。しかし、景品・おまけであるとしても財・サービスの購入等にあたってポイントの獲得が考慮されているとすれば、資金前払サービスと同じ程度ではないとしても、利用者保護等につ

いて検討を行う必要性があるとも考えられる。このため、まず、ポイントが利用者からの対価を得て発行される場合はどのような場合であるかを整理することが必要である³¹。特に、昨今盛んに行われているポイントの交換をどう位置づけるかという問題がある。通常無償で交付されているポイント(a)、(b)について、(a)を(b)に交換する場合、利用者は(b)を得るために(a)を対価として支払っていると考えれば、(b)を発行する事業者は、利用者から対価を得て発行していると考えることができる。他方、景品・おまけとして得た(a)が、(b)に交換されるとしても、景品・おまけとしての性格が変わりはなく、(b)も景品・おまけとして発行されていると考えることもできる。

次に、ポイントが決済手段としての機能を有するかどうかに着目し、他のポイントへの交換が広く認められるなど流通性・汎用性を有する場合に、決済手段としての保護について考えることができる³²。この点について、ポイントは顧客囲い込み等の目的のために発行されるものであり、事業者がポイントに過度の流通性・汎用性を与えることは考えにくいという見方ができる。また、合理的な企業行動をとれば過度なポイント発行は行われにくいため、利便性やイノベーションを阻害しないよう事業者の自主的な取組みに委ねることが適当との見方もできる。他方、当事者が想定しない形でポイントが発展し、高い流通性・汎用性が生じるとの見方もある³³。ポイントが、いつでも何にでも交換可能となるような汎用性を持てばそれ自体が通貨となりうる。通貨に至らないまでも決済手段としての性格が強まるとすれば、それに応じた利用者保護、ルールの整備等の必要性が増すとも考えられる。特に、換金性が高い場合には、ポイントの送付によって実質的な送金を行うことが可能であることから、このようなサービスについては、資金移動サービスと同様の検討が必要と考えられる。

このほか、ゲームに利用されるポイント（ゲーム・ポイント）をどう考えるかという問題もある。特にインターネットで利用されるゲーム・ポイントについては、海外では、ゲームだけでなくサイト内での財・サービスの購入への利用や、換金ができるものも現れている。現状では大きな問題は生じていないとの見方もできるが、他方、一般のポイント・サービス以上に決済手段として用いられる可能性が高いとの見方もできる。ゲーム・ポイントの利用も様々である。月額課金で一定のゲーム・ポイントが付与される場合や、リアルマネートレード³⁴で事業者がゲーム・ポイントを提供している場合等については、ゲーム・ポイントが利用者から対価を得て発行されているとみられる場合もあると考えられる。この場合には資金前払サービスとして検討することも必要となると考えられる³⁵。

なお、ポイント発行については、会計基準³⁶が適切に定められ、それに則り会計処理が適切に行われることが重要である。この会計基準の如何によってポイ

ント・サービスの性格が異なるのか、会計処理とは別に資産保全等の制度整備が求められるのかについて検討することも考えられる。

6. その他

このほか、決済に関する新しいサービスについては、通貨制度との関係や金融政策との関係をどう考えるかなどの論点がある。

現在利用されているサービスによって、通貨制度との関係で問題が生じているとは考えられない。しかし、将来、新しいサービスによって提供される決済手段が通貨としての機能を有する場合には、紙幣類似証券取締法の適用³⁷などの通貨制度への信認を維持することができる制度整備について検討する必要がある³⁸。

金融政策との関係についても、新しいサービスによって提供される決済手段の流通に対しては、適切な対応を行うことが可能であると考えられるが、この点については今後とも検討する必要がある。

Ⅲ 資金決済システム

1. 現状

銀行間の資金決済については、民間主体が運営する資金決済システムがあり、主なものとして、一般の個人・法人（顧客）による国内振込・送金等の決済を扱う「全国銀行内国為替制度」、外国為替取引等に伴う円決済を扱う「外国為替円決済制度」、手形・小切手の決済を扱う「手形交換制度」がある。こうした民間主体の資金決済システムの集中計算によって生じた銀行間の受払差額の決済は、通常、銀行等の間で行われる資金・証券取引等の決済とともに、日銀当預決済を通じて行われ、日本銀行が運営する日本銀行金融ネットワークシステム（日銀ネット）によって処理されている。

このうち、顧客の間で行われる決済の中核を担う全国銀行内国為替制度については、昭和48年の全国銀行データ通信システム（全銀システム）の稼働開始によりオンライン化を実現して以来、利用規模の拡大を続け³⁹、新内国為替制度の導入⁴⁰等の整備が続けられてきた⁴¹。世界的にみても、全銀システムのように、全国各地の銀行で受け付けた振込依頼を振込先の銀行まで送信する手続をリアルタイムで処理し、それに伴う銀行間の決済を当日中に完了する決済サービスを提供している例は少ない⁴²。このような決済の効率性の高さは、わが国の資金

決済システムが持つ優れた特徴として、高い安全性⁴³とともに評価されるべきものと考えられる。

このほか、最近では、民間主体と日本銀行が連携を図りつつ、大口資金取引のRTGS(Real Time Gross Settlement:即時グロス決済)化を含む次世代RTGS構想の実現に向けた取組み⁴⁴が行われているなど、安全性・効率性の向上の取組みは評価される。

しかし、わが国の資金決済システムにおいては、強固な国内顧客基盤に加え、使用する言語の違いもあって、海外の資金決済システムやそれを利用する海外金融機関の情報システムとの相互運用性(interoperability)の観点は必ずしも重視されてこなかったとも考えられる。また、システムの安定稼働や安全性を強く意識した結果、システム開発コストの削減については新しい情報通信技術の活用には積極的ではない面があったとも考えられる。近年の技術革新や企業に対する業務効率化の要請の高まりなど、外部環境の変化に応じて、資金決済システムに対する利用者のニーズも変化している。決済に関する新しいサービスの発達も踏まえ、こうした利用者ニーズの変化を的確に捉えた利便性向上への取組みや、決済サービスのコスト・手数料の引下げを図っていくことが求められていると考えられる。さらに、近年、銀行の合併、決済事務のアウトソーシング等を背景に、一部銀行への決済の集中や一部銀行の内部で完了する決済の増加が進んでおり、こうした状況の変化に対する検討が求められていると考えられる。

民間の資金決済システムの運営については、現在、公益法人(銀行を構成員とする社団法人である東京銀行協会等)が担っている。資金決済システムの公共性に鑑みれば、これを公益法人が運営することに合理性はあるが、資金決済システムの運営を担うためには、リスク管理能力等の高い専門性に加え、利用者ニーズに迅速に対応できるガバナンス体制等が必要であり、現在の組織・運営のあり方が適切であるかについて検討が求められている。

2. 資金決済システムの強化のための論点

わが国金融・資本市場の国際競争力の向上の観点から、資金決済システムの強化について種々の提言が行われているが、資金決済システムの強化(安全性、効率性、利便性の向上)が直ちに国際競争力の向上につながるものではない。しかしながら、資金決済システムの強化なくしてはわが国金融・資本市場の国際競争力が得られないことも当然である。

その際、海外の様々な事例⁴⁵を参考にすることで、わが国の資金決済システム

の強化が、ひいてはアジア地域における共通インフラとしての利用につながりうるよう、関係者の努力が期待される。

具体的には、次のような点について検討が必要と考えられる。

(1) 国際化・標準化

これまで国内銀行のニーズに即した独自の通信プロトコルや通信メッセージ・フォーマットの開発等、いわば国内標準化に重きが置かれてきた。しかし、近年、金融・資本市場の国際化が一段と進む中で、海外も含めた幅広い市場参加者が資金決済システムに円滑にアクセスできるよう、汎用性・柔軟性の高い、国際標準化された通信プロトコル、通信メッセージ・フォーマットを採用しておくことは、わが国の資金決済システムの戦略的強化を図る上で重要な要素となりつつある⁴⁶。これまでの国内標準に加えこうした国際標準を採用することは、新たな金融商品・サービスへの対応や証券決済との連携を図る上でも資すると考えられる。

また、近年の情報通信技術の著しい発達に伴い、高い安全性が求められる資金決済システムにおいても、システム開発の効率化の観点から、インターネットを中心とする新しい要素技術を活用する素地が整いつつある。

わが国でも、多様な市場参加者による円滑なアクセスを可能にするとともに、情報システムのオープン化の流れに即した形で資金決済システムの効率化を図っていくためには、安全性を確保しながら、目的に応じ、インターネット標準技術（TCP/IP 等）や国際標準（ISO 20022 等）の積極的活用を検討していくことが考えられる⁴⁷。

(2) 顧客ニーズへの対応

海外の資金決済システムでは、企業における財務管理の高度化等の取組みに対応するため、サービスの高度化が図られている⁴⁸。わが国でも、こうした企業の取組みに対応するため、資金決済システムのネットワークを活かして、より付加価値の高いサービスを必要に応じて提供できるようにする余地がないかについて、実態を踏まえ検討していくことが望ましい⁴⁹。

このほか、例えば、インターネット・バンキングの普及や CD/ATM の稼働時間の延長といった動きが進む中で、現行の資金決済システムの稼働時間帯を拡張する必要はないか⁵⁰、顧客の入金確認の早期化など付加的なサービスの検討の

必要はないか⁵¹など、顧客ニーズを踏まえた検討が期待される。

なお、全銀システムについては、これまで概ね 8 年毎に更新が行われており、現在は平成 23 年に稼働期間満了を迎える現行システムに代わる次期システム（第 6 次全銀システム）の開発のための検討が進められている。同システムの開発に当たっては、基本機能の安定的かつ安価な提供に加え、前述したような、国際標準化や顧客ニーズへの対応に向けた取組みが強く求められる。同時に、今後は、システムの部分改修等の手法の活用やシステム開発サイクルの短縮化に努力することが期待される。

(3) 資金決済システムの運営等

全銀システムは公益法人により運営され、幹事行制に基づいて、その組織の実質的な運営が担われている。しかし、こうした組織運営⁵²では、継続的・戦略的な発展を目指す上で支障があるのではないかと、顧客ニーズに応じた迅速な対応を行う上で適切なガバナンスを発揮しづらいのではないかと、システム開発・維持が適切に行われ開発効率性の高いシステムとなっているかの検証が不十分ではないか等との指摘がある⁵³。このような指摘に応え、より良い資金決済システムの運営が行われるよう、望ましい組織・運営のあり方について検討することが重要である。

民間の資金決済システムの運営主体は、複数の銀行間でなされた顧客決済に係る債権・債務の引受けを行う清算機関としての役割を果たしている。清算機関は、各清算参加者に分散している決済リスクを集中的に引き受ける存在であるため、その規則や手続が法的有効性を有し、その効果が予見可能であることが重要である⁵⁴。清算機関が行う清算の効果を一段と確実なものとするため、法的安定性の更なる向上の検討が必要と考えられる。

民間の資金決済システムの運営主体は、このように極めて重要な役割を果たす存在であり、公共性の確保と適切な監督の観点から、組織・運営のあり方について、諸外国や証券決済システムの運営主体も参考にしつつ、検討していくことが必要である。

このほか、決済の一部銀行への集中化、内部化という状況変化に対しては、決済リスクの低減に向けたリスク管理のあり方についての検討が必要と考えられる。

(4) 業務継続体制

平成 13 年 9 月の米国での同時多発テロ事件以来、業務継続体制がより一層注視されており、この整備が図られることは重要である。国際的にも、銀行・証券・保険の各国監督者団体で構成されるジョイント・フォーラムが「業務継続のための基本原則」を公表し、金融システムに重要なサービス提供者（資金決済システム等）に対し、重大な業務中断に備えた高いレベルの業務継続体制の整備を求める等、業務継続体制の重要性を指摘している⁵⁵。

これまでも、関係者における種々の取組み⁵⁶が行われているものの、銀行等において重要業務に関する復旧目標時間の設定や要員等の確保、訓練内容の充実等が課題とされているなど⁵⁷、今後、更なる業務継続体制の強化が図られることが求められる。

IV 証券決済システム

1. 現状

証券取引では、売買の注文、取引の約定、約定した取引内容の照合、清算、決済（証券の受渡し）という一連の処理プロセスが存在する。わが国では、証券決済について、国債の決済を日本銀行が、株式、一般債（社債、地方債、政府保証債等）、短期社債（電子 CP）等の決済を証券保管振替機構が、それぞれ行っている。清算については金融商品取引清算機関が担い、国債取引、株式の取引所取引、株式の業者・顧客間取引の清算を、それぞれ異なる清算機関が行っている⁵⁸。証券決済には原則として資金の受渡しを伴い、資金の受渡しは資金決済システムを利用して行われる。

また、証券取引のためには、証券の保管管理、配当金・元利金の受払い等が必要となり、これらは、社債管理者、常任代理人であるカストディ銀行⁵⁹等によって行われる。

証券取引のグローバル化が進展する中、証券決済システムの安全性、効率性、利便性の向上を図ることが、わが国金融・資本市場の国際競争力を高めていく上での重要な課題とされてきた。平成 12 年の金融審議会報告書等においては、問題点として、証券決済制度の分立、ペーパーレス化の遅れ、電子化の遅れ、DVP（Delivery Versus Payment）⁶⁰の未実現などが指摘され⁶¹、その具体的な対応策として、統一的な証券決済法制の整備、STP（Straight Through Processing）⁶²化、決済期間の短縮化、DVP 化、クロスボーダー取引の決済の円滑化などが指摘されていた⁶³。

これを受けて、平成 13 年以降証券決済法制の整備が進められ、平成 16 年制定の社債、株式等の振替に関する法律により、諸外国と比べて先駆的とも言える株式を含めた統一的な有価証券のペーパーレス化が実現するに至っている⁶⁴。DVP についても、それまでに DVP 化されていた国債、登録社債に加え、短期社債、一般債、株式、投資信託とその対象範囲が拡大され、主たる有価証券について DVP が実現している⁶⁵。

他方、STP 化、決済期間の短縮化、クロスボーダー取引の決済の円滑化については、引き続き課題があると考えられる。

2. 証券決済システムの強化のための論点

情報通信技術が一段と発達し、平成 21 年 1 月には株式のペーパーレス化の実施が予定されるなどの環境変化を踏まえ、改めて証券決済システムの強化を図るための論点について検討を行うことが必要である。

(1) STP 化

証券決済に係るリスク、コストの削減等を図る上では、証券取引の一連の処理プロセスが効率的に行われるよう STP 化を進めることが重要である。金融商品取引業者等の証券決済に関係する主体が STP 化を進めるには、各主体において事務フローの見直しやシステムの改修を行うことが必要となると考えられる。しかし、各主体が STP 化を積極的に進めるには、二重投資等の回避とともに、中長期的なコスト削減にもつながるよう、相互運用性の確保や標準化が重要であると考えられる。

クロスボーダー取引の割合が高い証券決済においては、資金決済にも増して、海外の証券決済システムや海外金融機関の情報システムとの相互運用性の確保、標準化が重要とされる。このため、民間主体では、証券取引で利用されるコード体系や通信メッセージ・フォーマットの国際標準化が早くから進められてきた⁶⁶。証券監督当局等では、これらの国際標準を証券決済システムにおいて利用することの必要性が提唱されている⁶⁷。

また、証券取引では、処理プロセスの中で証券に関する様々な属性情報が取引主体間で多数交換される。証券決済に止まらず、発行から償還までのライフサイクルを通じて属性情報が継続的に管理されている必要がある。このため、STP 化のためには、国際標準化されたコード体系や通信メッセージ・フォーマ

ットの活用により、属性情報を含めた証券関連データの効率的な利用を図ることが重要である⁶⁸。特にわが国では、統一的な証券決済法制の下で有価証券全般のペーパーレス化を実現しており、これを活かして証券関連データの効率的な利用等を図ることで、STP化を通じた処理プロセスの効率化を大幅に進めることができる可能性があると考えられる。

コード体系、通信メッセージ・フォーマットの国際標準化の動きは、近年、証券業務・銀行業務という垣根を越えて進んできている。例えば、国際標準 ISO 20022 は、金融事業者、顧客等の間における情報システムの相互運用性の向上を目指して設計された金融業務全般をカバーする通信メッセージ・フォーマットの統合的な枠組みである⁶⁹。こうした国際標準を適切に活用することは、証券決済システムの効率化のみならず、資金決済システムとの高度な連携を行うことを可能とすることで、決済システム全体の効率化をもたらす可能性があると考えられる。

相互運用性の確保や標準化による STP 化は、証券決済システムの強化だけでなく、金融商品取引業者等の業務の多くについて効率化とそれに伴うコスト削減をもたらす得るものと考えられる。STP 化は、このような認識を持って関係者が取り組むべき課題と考えられる。

近年、デリバティブ取引を対象とした通信メッセージ・フォーマットの国際標準も策定されている。デリバティブ取引を含め、広く金融・資本取引の決済について相互運用性の確保や標準化による STP 化が図られれば、わが国金融・資本市場の発展にも資すると考えられる。

(2) 決済期間の短縮化

DVP の実現により、証券を引き渡したが代金を受け取れない、あるいは、代金を支払ったが証券を受け取れないという事態を回避することができる。しかし、DVP が実現されても、決済期日において証券、資金が用意されず、決済が履行されない場合には、取引当事者が損失を被る可能性がある⁷⁰。取引から決済までの期間（決済期間）が長いほど未決済の取引量が増加し、この損失の可能性（リスク）が増大することから、証券決済の安全性をさらに高めるには決済期間の短縮化が有効である。また、決済期間の短縮化は、取引主体の早期の資金化、証券化のニーズにも適い、国債等を用いた短期金融取引の活発化にも寄与すると考えられる。

一方、決済期間の短縮化は、処理プロセスに起因するオペレーショナル・リスクやフェイル⁷¹の発生可能性を高める要因ともなりうる。また、決済期間の短

縮化を妨げる要因は、証券の種類、取引形態等によって異なると考えられる⁷²。

決済期間の短縮化に向けた過去の検討の成果⁷³を踏まえ、株式決済と国債決済に分けて論点を整理すれば、次のとおりと考えられる。

① 株式決済

株式は、一般に、取引所取引に参加する金融商品取引業者の取次ぎによって取引される。このため、決済期間の短縮化を検討するに当たっては、業者間の取引所取引の決済と、業者・顧客（投資家）間の取引の決済とを分けて考えることが必要と考えられる。

業者間の取引所取引については、注文から決済までの STP 化が進んでいるため、この点においては決済期間の短縮化に向けた課題は少ないと考えられる。しかし、現状では、売買訂正事務を T+2 日までに行うことが認められているほか、制度信用取引の数量確定事務が T+1 日に行われている。決済期間の短縮化を図るには、これらの事務フローの見直しやシステムの改修についての検討⁷⁴が必要となると考えられる。

業者・顧客間の取引については、機関投資家等の居住者との取引は、照合から決済までの STP 化が概ね進んでいる⁷⁵一方、非居住者との取引は STP 化が十分進んでいない⁷⁶。このため、株式取引において高い割合を占めている⁷⁷非居住者との STP 化が決済期間の短縮化のための大きな課題である⁷⁸と考えられる。

また、決済期間の短縮化がフェイルの発生可能性の増大をもたらすことから、決済期間の短縮化に積極的でないと指摘がある。業者間の取引所取引についてはフェイルを前提としたルール化が進んでいるが、業者・顧客間の取引についてはフェイルに対応するルール化も進んでいない。フェイルに対応したルール作りを進めていくことが、決済期間の短縮化を進めていく上での基盤となると考えられる。また、フェイル・カバーの手段として活用しうる一般貸株市場の整備も今後の検討すべき課題と考えられる。

株式取引の決済期間は、英米をはじめとする諸外国でも、わが国と同様、T+3 日決済が主流である。米国でも T+1 日決済に向けた取組みが進められていた⁷⁹が、平成 13 年 9 月の同時多発テロにおいて、決済期間の短縮化の検討におけるオペレーショナル・リスクへの考慮の必要性が再認識されたほか、市場環境の低迷を背景にシステム投資が慎重化したことなどから、T+1 日決済化に向けた動きは減速している。

株式取引の決済期間の短縮化については、多くの残された課題があると考えられることから、諸外国の動向を十分考慮しつつ、決済期間の短縮化に向けた関係者の努力が必要であると考えられる。

② 国債決済

国債取引の大部分は、金融商品取引業者、銀行等の機関投資家を中心に相対で行われている。居住者間の取引について国債清算機関⁸⁰の参加者間では照合と清算のプロセスも連動しており、決済までの STP 化が進んでいるが、非参加者との取引についてはこうした STP 化が進んでいない⁸¹。また、非居住者との取引についても STP 化は進んでいない。

居住者間の取引については、国債清算機関の非参加者との取引について STP 化を進め、照合から決済への処理プロセスを迅速に行うことが課題である。このため、市場参加者の国債清算機関への参加の促進等の方策について、関係者において検討する必要があると考えられる。非居住者との取引についても、その取引の比重は小さい⁸²ものの、STP 化について検討する必要があると考えられる。

株式取引と同様、国債取引についても決済期間の短縮化はフェイルの発生可能性を高めることになる。このため、フェイル・ルールや慣行に関する検討や、フェイル・カバーの手段として利用しうるレポ市場⁸³の整備⁸⁴も課題となる。

国債取引については、英国、米国において T+1 日決済を標準としているほか、ドイツでも T+2 日決済となっている。国債取引の決済期間の短縮化については、課題の早期克服に向けた関係者の努力が必要であると考えられる。

(3) 証券決済システムの運営等

わが国金融・資本市場の発展には、海外からわが国への投資を呼び寄せるとともに、わが国から海外への投資を促進し、市場参加者の裾野を広げることが重要とされる。こうしたクロスボーダー取引の活発化を図るため、わが国の取引所では、取扱商品の拡大や海外の取引所との連携が進められている。また、アルゴリズム取引⁸⁵への対応など、取引の高度化に向けた取組みも進められている。このような取引所機能の向上のためには、同時に、清算・決済等についても機能の向上が図られることが必要と考えられる。

クロスボーダー取引の決済の円滑化に向けた課題として掲げられてきた清算・決済機関の国際的連携は、こうした清算・決済機能の向上策として捉えることができる。わが国の清算・決済機関と海外の清算・決済機関が相互に口座を開設することで、多様な金融商品を対象として、クロスボーダーで証券取引が行われた場合に、清算・決済に対応することができることとなる。現在、清算・決済機関による国際的連携の努力が引き続き求められていると考えられる⁸⁶。

このほか、清算・決済機関については、機能の向上のため、利用者のニーズ

への的確な対応、適切なリスク管理等の観点から業務・運営のあり方についての検討が必要と考えられる。例えば海外の清算・決済機関の中には、有価証券の保管・振替のほか、配当金・元利金の支払、有価証券貸付、有価証券担保融資、資金管理など証券取引に付随する広範な業務を行っているものもある⁸⁷。わが国の清算・決済機関が同様の業務⁸⁸を行うことにより、利便性の向上が図られれば、利用者の多様なニーズに対応できるほか、海外の清算・決済機関との連携の円滑化にも資するものと考えられる⁸⁹。また、わが国のカストディ銀行は海外の投資家が保有する国内株式を保管する役割を担っており、清算・決済機関と同様、業務についての検討⁹⁰を行うことが考えられる。

V おわりに

本研究会では、まず、近年発展の著しい、決済に関する新しいサービスについて議論を進め、次に、国際競争力の強化等の指摘が高まる資金決済システム、証券決済システムについて議論を進めた。

本とりまとめは、便利で安心して利用できる決済に関する新しいサービスの提供、決済システムについて一層の安全性、効率性、利便性の向上を目指す関係者の検討が早期に進むよう、論点の整理を行ったものである。もとより詳細に議論し、すべての論点を網羅したものではないが、関係者の今後の具体的な検討等に活かされれば幸いである。

決済に関しては、今回議論ができなかったが、例えば、企業間ではファクタリングやネットィングを利用した決済が広く行われており、このような企業間の決済について議論を深めることが必要と考えられる。また、新たに電子記録債権制度が設けられ電子記録債権を利用した決済も可能となることから、これについても議論が必要となると考えられる⁹¹。このほか、銀行間の電子的資金移動について J-デビットが利用されるようになるなど、検討すべき課題は多い。このため、本とりまとめを中間的な整理とし、今後とも、必要に応じ決済に関し幅広く総合的な議論を行うこととしたい。

1 例えば「決済システムレポート 2005」（平成 18 年 3 月日本銀行）では、「日々行われる経済取引の多くは、当事者同士が「お金」と「財」、「サービス」を交換することを約束するものと捉えることができる。こうした経済取引によって発生した債権・債務を実際に「お金」や「財」、「サービス」を受渡しすることによって解消することを、「決済」と呼ぶ。このうち、「お金」の受払いのことを資金決済といい、株式や債券の売買などに伴う証券の受渡しのことを証券決済という。「決済システム」は、そうした「決済」を多数の当事者が一定の標準化された手順に従って組織的に処理するための仕組みである。」とされている。

2 「銀行」は、銀行法上の銀行ではなく、より広く要求払預金を受け入れるとともに、商業貸付を行い、資金移動サービス（「為替取引」）を提供する預金取扱金融機関を指すこととしている。

3 日銀当預決済のほか、例えば手形交換に伴う銀行間決済において手形交換所の幹事銀行の当座預金振替によって決済が完了する場合などもある。

4 ホールセール決済には、銀行間で行われる決済のほか、例えば証券取引に伴い金融商品取引業者間で行われる日銀当預決済などもある。

5 決済は、現金の交付、預金の移転、相殺などによって行われ、決済のために交付される目的物を「決済手段」といい、決済手段の移転のために用いられる手形・小切手、前払式証券などを「決済媒体」ということができる。一般に、金銭を払い渡すことを「支払」という（「広辞苑」）が、ここでは、「決済手段」又は「決済媒体」の交付・提示を「支払」と考え、特に、電子的な方法を利用する場合を「電子的支払サービス」としている。例えば、前払式証券等の発行者（又は加盟店）から財・サービスの提供を受けるに際して、前払式証券等に搭載された IC チップ又はインターネットを利用してサーバに記録された電子的な金銭の価値が交付（移転）されるサービスをいう。

6 例えば、旧大蔵省では、平成 8 年 7 月 10 日に「電子マネー及び電子決済に関する懇談会」、平成 9 年 10 月 7 日に「電子マネー及び電子決済の環境整備に向けた懇談会」が設置され、検討が行われている。なお、平成 10 年の外国為替及び外国貿易法の改正では、電子的支払手段に関する規定の整備が行われている（同法第 6 条）。

7 「新しい電子的支払サービスの発展に向けた課題について（座長メモ）」（平成 18 年 4 月 26 日金融審議会金融分科会情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ（ITWG））において、「電子的支払サービスを提供する事業者に対して利用者保護等の観点から留意すべき点」を示すとともに、「民間事業者が利用ニーズに応じた多様なサービスを発展させることができ、利用者の側もそれを安心して利用できるような環境の整備のために、今後、政府において検討すべき課題」が整理されている。

8 「保管振替制度」とは、有価証券を保管振替機関に集中保管し、有価証券の受渡しを券面そのものの授受に代えて、保管振替機関または参加者に設けられた口座間の振替によって処理する仕組みである。

9 「振替制度」とは、有価証券の券面を不要とし、振替機関または金融商品取引業者等に設けられた振替口座簿に記録される残高の増減記録の仕組みにより権利の移転を行う仕組みである。

10 「経済財政諮問会議グローバル化改革専門調査会第一次報告」（平成 19 年 5 月 8 日）

「1.（4）決済システムの戦略的強化

- ① 決済システムは証券決済と資金決済が一体として効率的に機能することで、経済全体の信頼と安定に大きく寄与する重要なインフラとしての役割を担っていると、それ自身が金融ビジネスとしての可能性を秘めている。安定的かつ効率的で、外国とも円滑にアクセスできる決済システムの存在は、国際金融センターが備えるべき最も基本的な要件の一つである。このため、英語標記や SWIFT への対応等、決済システムの国際標準化を図るとともに、決済期間の短縮化（国債・株式取引における決済期間を、現在の取引日+3 日から取引日+1 日に短縮）、利便性の向上（金融 EDI の実現）、危機管理体制の強化（バックアップ体制や業務継続体制[BCP]の整備）等、決済システムの戦略的強化を早急に行うべきである。
- ② 決済システムのリスク管理を強化する観点から、決済システムに対して適切なモニタリングを行なうための関係当局の連携のあり方を明確化すべきである。また、決済システムの運営主体の意思決定や適切なガバナンスを確立する観点から、運営主体の自律性と責任能力を強化するべきである（株式会社化等）。

③ 諸外国との決済の円滑化を図るため、清算・決済機関の国際的な連携強化を図るべきである。」

「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ中間論点整理（第一次）」金融審議会（平成19年6月13日）

「Ⅱ．検討課題

2. 制度を含むインフラ

(2) その他の制度インフラ

・ 決済システム

ー 決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、その安全性、効率性及び利便性等の高さは、金融・資本市場の国際的な競争力を左右する極めて重要な要素の一つである。

現在、決済システムについては、資金決済における日銀ネットの次世代 RTGS（Real Time Gross Settlement：即時グロス決済）化や、証券決済における株券等のペーパーレス化等、その改善に向けた取組みが進められているが、我が国金融・資本市場の国際的な競争力を強化するためには、情報通信技術の高度化、金融・資本取引のクロスボーダー化等の流れに対応し、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させることが重要である。

今後、決済システムの強化に向け、関係者が主体的かつ積極的に取り組んでいくことが期待されるとともに、決済システムに関する様々な論点につき、引き続き幅広い観点から専門的な検討を進めていく必要がある。」

「経済財政改革の基本方針 2007～「美しい国」へのシナリオ～」経済財政諮問会議（平成19年6月19日）

「第2章 成長力の強化

2. グローバル化改革

オープンな国づくりに向けて「アジア・ゲートウェイ構想」を推進する。あわせて、グローバル化のメリットを最大限活用し、アジアの活力を成長に取り込む。そのため、経済連携の強化、金融・資本市場の改革、航空自由化等に包括的に取り組む。

【改革のポイント】

2. 金融・資本市場の競争力強化のため、①取引所等の市場インフラ（フィールド）、②金融機関や機関投資家（プレーヤー）、③市場監視（審判）を包括する総合的な改革プランを策定する。あわせて、国際金融センターとしての都市機能の高度化を進める。」

11 後払い方式による決済についても、少額利用に限定した新しいサービスがみられるが、従来のクレジット・カードと変わるところがないため、今回の検討の対象とはしていない。

12 「送金」は、親から子への仕送りに利用する場合など、必ずしも決済のために利用されるものではないが、多くの場合決済に利用されることから、決済に関するサービスとして位置づけられる。わが国では送金サービスは「為替取引」に該当し銀行のみが提供できることとされているが、ここでは、諸外国で行われているような銀行と同様の送金サービスをいう。

13 「プリペイド・カード等に関する研究会報告」（平成元年2月17日）では、第三者型のプリペイド・カードについて「当座預金による資金決済に極めて類似した機能を持つ」とし、「この点で第三者型プリペイド・カードの発行主体は金融機関に類似している」とされている。

14 制度整備の際には、既存の制度についても適切な見直しを行うことが必要である。

15 この点、ITWG の座長メモでは、「利用者が安心して民間事業者から利便性の高いサービスの提供を受けられ、かつ、民間事業者の側においても利用ニーズに応じた多様なサービスを創意工夫によって発展させることができるような環境の整備を適切に進めていく必要がある。」こうした観点から、政府は、「情報技術革新に伴うサービスの発展を阻害することのないよう配慮しながら」今後の検討を進める必要があるとされている。また、経済財政諮問会議グローバル化改革専門調査会第一次報告では、「金融取引や企業活動の多様化・高度化が進む中で、ナローバンク（決済専門銀行）やキャプティブ保険等、従来の業法が想定してこなかった新たな金融サービスに対するニーズが高まっている。このため、銀行、保険について、フル免許ではない簡易な特定免許を新設し、これらによる新たな金融活動を行なうことを可能とすべきである」とされている。

16 収納代行サービスでは、収納代行業者と収納機関との契約において、収納代行業者の破綻の際の利用者の二重払いの危険からの保護に関する規定がないのが通例である。

17 収納代行サービスでは、当初は公共料金等限定的な代金等の収納についてサービスが開始されたが、最近では不特定多数の収納機関から代金等の受領を受託する場合もある。

18 銀行においては「システミック・リスク」と呼ばれ、「ある決済システムに参加する個別の金融機関や特定の決済システムにおける問題が、決済不能の連鎖や信認の低下を通じて、他の決済システムや、決済システム全体、あるいは金融システムに影響を及ぼすリスク」（「新しい日本銀行—その機能と業務（増補版）」日本銀行金融研究所編）とされる。

19 現行の前払式証券規制法では、加盟店の保護は図られていない。

20 現金を輸送することを依頼された事業者が、特定性を持った現金のまま輸送を行い、事業者に対する他の債権と混同することがなければ、事業者の破綻に際しての資金の保全の問題は生じないと考えられる。このため、現金を直接輸送することについては、銀行法の適用はないとされている。

21 例えば収納代行サービスでは、代金等を収納機関へ納付するまでの期間（収納代行業者における資金滞留）が1ヶ月を超える例があるなど相当の期間を要している実態も見られる。

22 ITWG の座長メモでは、「少額であり、かつ、決済システムの安定性に深刻な影響を与える懸念がないと判断される範囲でサービスを提供する場合には、その他の決済サービスとの間で、その取扱いに関して一定の差異を設けるなどの工夫も一案として考えられるのではないかと意見があった」とされている。なお、現在、Edy 等では、利用上限金額が設けられている。

23 前払式証券規制法では、自家型か第三者型か、未使用残高が1,000万円超かで規制が異なっている。

24 最高裁判例第三小法廷平成13年3月12日決定

25 銀行法の「為替取引」の趣旨は、「銀行法が為替取引を行うだけの営業行為を『銀行業』として概念付けたのは、多分に銀行制度が為替にもその淵源をもつ沿革上の理由に基づくものと思われるが、そのほかにも為替取引が隔地者間における資金授受の媒介という経済的に重要な行為であり、また、為替取引は実態的に信用関係を伴っていることなどを勘案して銀行業として位置づけられた。」「顧客との間に為替取引をなすときは、そこに信用関係が発生する。為替取引を営業として行う者に十分に信頼がおけなければ、為替取引の利用者は不安定な状況に置かれ、利用者の保護に欠ける。」「銀行法上、為替取引を営業とする者を銀行に限定しているのは、銀行の信用機能を信頼しこれに委ねることとしたため」（小山「詳解銀行法」152頁）とされる。

26 出資法第2条の趣旨は、「預金の受入等の受信業務は、それが一般大衆を目的とするときは、その一般大衆から財貨を受託することになるのであるから極めて公共的色彩が強く、したがって、その契約の履行には確乎たる保障がなければならないとともに、その業務がひとたび破綻をきたすようなことがあれば、与信者たる一般大衆に不測の損害を及ぼすばかりでなく、ひいてはこれら大衆と取引関係に立つ者にまでつぎつぎに被害を拡大して、社会の信用制度と経済秩序を攪乱するおそれがあり、これを自由に放任することは、預金等を為さんとする一般大衆の地位を保護し、社会の信用制度と経済秩序の維持と発展を図る上に適当でないので、既に銀行法等他の法律によつて、免許ないし認可を受けた金融機関等のみに行わせ、それ以外の者がこれを営むことを禁止している」（最大判昭和36年4月26日）ものとされる。また、「出資金又は融資金等の名義を用いたとしても、元本額又はそれ以上の額を弁済期に返還することを約旨として不特定多数の者から金銭を受け入れることは、同条にいわゆる預り金に当たる」（最小一判昭和31年8月30日）とされる。

27 受領権限や資金の移動時点との関係によっては、預り金の関係は事業者と支払人との間で生じるとは限らず、受取人との間でも生じうる。

28 例えば、インターネットを利用して海外の事業者が国内の者と海外の者の間、あるいは国内の者と国内の者との間で資金移動サービスを提供する場合。国内の事業者が海外の者と海外の者との間で資金移動サービスを提供する場合。資金前払サービスでも、海外事業者が発行する前払式証券が国内又はインターネット上の加盟店で利用される場合。国内事業者が発行する前払式証券が海外加盟店等で利用される場合な

どが考えられる。

29 電子マネーの定義として、例えば次のものがある。

- ・「決済手段の電子化の仕組みにおいて貨幣価値を有するものとされるデジタル・データ」（「電子マネー及び電子決済に関する懇談会報告書」平成9年5月23日）
- ・「POS 端末経由で、または2つの機器間の直接転送で、もしくはインターネット等のオープン・コンピューター・ネットワーク上で、支払いを行う「ストアード・バリュー型」ないしプリペイドの支払メカニズム」（「電子バンキングおよび電子マネー業務のリスク管理（日本銀行仮訳）」平成10年3月20日バーゼル銀行監督委員会）
- ・「利用者から受け入れられる資金に応じて発行される電磁的記録を利用者間で授受し、あるいは更新することによって決済が行われる仕組み、または、その電磁的記録自体」（「電子マネー及び電子決済の環境整備に向けた懇談会報告書」平成10年6月17日）。
- ・「発行者に対する債権によって表章された金銭的価値であり、①電子的な媒体に蓄積され、②発行される金銭的価値の額を下回らない額の資金を受領することにより発行され、③発行者以外の者によって支払手段として受け入れられるもの」（EC電子マネー指令1条3項(b)）
- ・「証券、電子器機その他の物に電磁的方法により入力されている財産的価値であって、不特定又は多数の者相互間での支払のために使用することができるもの（その使用の状況が通貨のそれと近似しているものとして政令で定めるものに限る。）」（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第7号ハ。ただし、政令は定められていない）

30 銀行の機能を2つに分けて、決済サービスのみを提供するものと、貸付を行うもの（貸付会社）とに分け、前者をナローバンク（狭義の銀行）というものである。コアバンクとも呼ばれる。ナローバンクについてのみ保有資産を安全資産（及び流動資産）に限定するほか、預金保険の対象とする等の厳格な規制によって資金決済システムを守る一方、貸付会社については規制を緩和し自由化することが唱えられる。1930年代の大恐慌後のアメリカで議論・提案され、その後は、1980年代における銀行倒産多発を契機として、その構想が決済の安定性維持を主張する論者から折に触れ主張されている。「決済機能の安定確保のための方策について」（平成14年9月5日金融審議会）においても、安全な決済手段を確保するための異なる選択肢として、「いわゆるナローバンク論に立脚したナローバンク勘定ともいべき「決済用預金」の保護の仕組みを制度設計することが考えられる」とされている。

31 例えば、現在、ある事業者(A)が他の事業者(B)から対価を得てポイント(a)を発行していても当該他の事業者(B)が無償でポイント(a)を交付している場合には、利用者は対価を支払わずにポイント(a)を受け取っていると考えられることから、前払式証券規制法の適用はないとの取扱いが行われている。

32 ポイント発行事業者が関与しないところで交換が可能なポイントがあるとすれば、交換業者については、ポイントが有価証券や金券に類似するものであれば、それを有償で売買する業者として扱うことが考えられる。ただし、現在提供されている電子的なポイントを交換するサービスは、発行事業者が関与している。例えば、消費者がポイント(a)を(b)に交換する場合には、(b)の発行事業者は消費者から(a)を得て(b)を交付することとなり、(a)の発行事業者から(a)に相当する対価が支払われるのが通例である。

33 流通性・汎用性の判断については、サービスの対象とする財・サービスが広範なものであるか、利用方法が容易なものであるかなどが考えられる。この場合、利用者数、発行残高など外形的な基準によることも考えられる。

34 リアルマネートレードとは、オンラインゲーム内の通貨やアイテムを現実の通貨（円、ドル等）で取引することをいう。3次元の仮想空間の中でゲーム参加者が自身の分身を用いて現実世界と同様の生活を営むことができるオンラインゲームがインターネット上で国境を越えて提供されているものがあり、ゲーム通貨がゲーム内で現実の通貨のように用いられている。

35 現行の前払式証券規制法においては、ゲーム用コインは使用場所が限定されていること等から適用が除外されている。インターネットで利用されるゲーム・ポイントについても同法の適用を及ぼす場合には、従来の整理が妥当かについても検討が必要と考えられる。

36 例えば、10万円の商品の販売に際して10%（1万円相当）のポイントを付与する場合、①10万円を売上げとし、将来利用が見込まれる金額を費用計上する処理、②9万円を売上げとし、1万円の負債計上を行う処理等が考えられる。

37 紙幣類似証券取締法では、「一様の形式を具え箇々の取引に基づかずして金額を定め多数に発行したる証券にして紙幣類似の作用を為すものと認めるときは」財務大臣がその発行、流通を禁じることができるとされる（同法 1 条）。同法については、「プリペイド・カード等に関する研究会報告」において、旧大蔵省から「一般的に言って、通貨（紙幣）の機能とは、何処でも、誰でも、何にでも、支払ないし決済の手段として利用できることであると考えられる。従って、この三つの要素のいずれかが欠けていれば紙幣類似とはならないとの考え方を基本」として運用を行うとの見解が示されており、財務省においても平成 16 年 7 月 23 日に地域再生本部に対し同様の見解が示されている。

38 「電子マネー及び電子決済に関する懇談会報告書」では、「電子マネーの普及により通貨秩序の維持に関わる事態が生じるような場合には、厳正な対応を図っていく必要がある」とされている。

39 全銀システムの内国為替取扱高は、稼働開始時の昭和 48 年度には件数 67,512 千件、金額 63 兆 3,691 億円であったのが、平成 18 年度には件数 1,326,157 千件（約 20 倍）、金額 2,492 兆 1,692 億円（約 40 倍）にまで増加している（全国銀行協会調べ）。

40 例えば、デフォルターズ・ペイ（破綻行支払）の原則に基づき、万一決済不能となった場合に、社団法人東京銀行協会が不執行の担保を見合いに流動性供給銀行から資金の提供を受け、当日の決済を完了するとともに、流動性供給銀行への返済は不執行の担保処分等により回収した資金によって行うこととした。また、全銀システムのセントラル・カウンターパーティを日本銀行から社団法人東京銀行協会に変更した。

41 このほか、外国為替円決済制度については、CLS（Continuous Linked Settlement）銀行の設立による外為決済の PVP（Payment Versus Payment：2 通貨条件付決済）化が図られてきたほか、手形交換制度に関し、手形に代わる企業間信用の手段として電子記録債権制度が整備されている。

42 類似の資金決済システムを持つ国は、ベルギー等一部に限られる。

43 全銀システムでは、昭和 48 年の稼働開始以降、同システムの障害により、振込・送金が不能となった事例は見受けられない。

44 次世代 RTGS 構想の実現に向けた取組みでは、従来、民間主体の資金決済システムで集中決済の対象とされてきた外為円取引と大口内為取引（1 件 1 億円以上を目的）を日銀当座預金の RTGS 決済の対象とするほか、日銀当座預金の RTGS 決済に流動性節約機能を導入することが取り組まれている。

45 例えば欧州では、資金決済システムに SWIFT（Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication）のネットワークが利用されており、これが欧州統合の中で各国資金決済システムの結節点として、金融・資本市場を支える役割を担っている。

46 例えば欧州では、EU 域内における顧客決済（振込、口座引落とし等）の内外格差の是正を目指し、SEPA（Single Euro Payments Area：単一ユーロ支払地域）の実現への取組みが行われている。その一環として、従来、国内用と国外用に分断されていた顧客決済のシステムの統合化が進められており、通信プロトコルにインターネット標準技術を、通信メッセージ・フォーマットや番号・コード体系に国際標準（ISO 20022、IBAN<International Bank Account Number、国際銀行口座番号、ISO 13616>、BIC<Bank Identifier Code、銀行識別コード、ISO 9362>）をそれぞれ採用するなど、汎用性・柔軟性に優れた要素技術を導入する方針を決めている。北米でも、外為決済リスクの削減を目的に設立された多通貨決済システムである CLS が既に ISO 20022 を導入しているほか、民間主体が運営する大口資金決済システムである CHIPS（The Clearing House Interbank Payments System）でも採用を検討している。欧米諸国では、国際標準を採用する一方、自国の金融実務を国際標準に反映させるため標準化活動に力を入れており、わが国でも実務家による国際標準化活動への積極的な関与が望まれる。

47 「TCP/IP」とは、インターネットで標準的に使われる通信プロトコルをいう。UNIX において標準プロトコルとされたことから普及し、コンピュータ・ネットワークのプロトコルとして世界中で幅広く採用されている。

「ISO 20022」とは、各国の金融業界が参加する国際標準化機構・金融専門委員会（ISO/TC68）で策定された、金融業務で利用される通信メッセージ・フォーマットに関する国際規格をいう。フォーマットを汎用性・拡張性に優れ、多言語対応が可能な XML ベースとするなど、新しい要素技術を取り入れながら、ユーザーに通信メッセージを利用しやすくするための様々な改善が図られている。

48 例えば米国では、CHIPSやACH (Automated Clearing House) において、商流情報を含む送金関連情報を送ることを可能にしたフォーマットを導入し、企業の財務サプライチェーン管理に供している。

49 全銀システムでも、商流データとの照合を行うための 20 桁のマッチング・キーを決済データに搭載することを可能としている。ただし、全銀システムのマッチング・キーによる照合は、現状、企業間決済の実務では十分に活用されていないとの指摘がある。このほか、既存の CD/ATM ネットワークを活用して、より多様な決済サービスを提供していく余地がないかについて検討する必要があるとの指摘もある。

50 全銀システムは 24 時間稼働を行うことができる仕組みを有しているが、現在の運用では原則 15 時 30 分までに顧客による振込依頼電文の受発信を終え、それをもとに日銀ネットにおいて 16 時 15 分に集中決済が行われているため、15 時 30 分以降の顧客による振込依頼は翌営業日に決済されることとなる。

51 このほか、わが国の銀行が発行するキャッシュ・カードと国際的なカード・ネットワーク (Cirrus、PLUS 等) で採用されているカードの仕様が異なるため、わが国の多数の CD/ATM において、海外発行カードによる現金引出しが行えないとの指摘もある。

52 公益法人は、社員全員で構成される社員総会が最高意思決定機関であるが、民間の資金決済システム運営主体では実際の運営事項を各業態から選出された代表者で構成される運営委員会や運営幹事会に委ねている。

53 全銀協では、システム開発・維持に関する十分な検証を行う観点から、第 6 次全銀システムの開発・維持において第三者評価を導入する方針を既に示している。

54 G10 諸国の中央銀行で構成される CPSS (Committee on Payment and Settlement Systems : 支払・決済システム委員会) の報告書「システミックな影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシプル」は、システミックな影響の大きい資金決済システムは「全ての関係法の下で確固とした法的根拠を持つべき」であり、「システムの規則と手続は法的有効性を有し、かつその効果が予見可能でなければならない」とされている。

55 「業務継続のための基本原則 (日本銀行仮訳)」ジョイント・フォーラム (平成 18 年 8 月)
「大口資金決済や証券決済は、金融システムに対する緊要なサービスの例である。これらの参加者が提供するサービスには直ちに利用可能な代替サービスがない場合が多いため、その中断は金融システムにカスケード効果 (連鎖現象) をもたらす。また、一部市場では、その市場で大きな役割を果たすが故に、通常の業務を継続できないことが、他の市場参加者に影響を与え、ひいては金融システムに連鎖現象をもたらす得る金融関係機関が存在するかもしれない。こうした金融関係機関は、重大な業務中断に対して高水準の回復力を確保する義務を免れない。」

56 「首都直下地震対策大綱」中央防災会議 (平成 17 年 9 月)
「○経済中枢
首都地域は、国際的にも重要な金融決済機能が集積している。
このため、地震が発生しても、必要な要員が参集し、必要に応じてバックアップへの切替を行うこと等により、重要な金融決済機能を当日中に復旧させる体制をとれるようにする。また、金融決済に関わる重要なアナウンスを国内外に発信し、日本の金融決済機能に対する信用不安を軽減する役割を果たすようにする。」

「主要行等向けの総合的な監督指針 (本編)」金融庁 (平成 19 年 10 月)

「Ⅲ-6 業務継続体制 (BCM)

Ⅲ-6-1 意義

近年、銀行が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、情報化の進展など銀行を取り巻く経営環境の変化も相俟って、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する可能性は否定できず、危機管理の重要性が高まっている。特に、一部地域に集中して立地し、かつ、我が国の金融システムにおいて根幹的な役割を果たしている主要行等においては、危機発生時において、迅速な復旧対策を講じ、必要最低限の業務の継続を確保する等適切な対応を行うことが国民生活・経済にとっても極めて重要であることから、平時より業務継続体制 (Business Continuity Management; BCM) を構築し、危機管理 (Crisis Management; CM) マニュアル、及び業務継続計画 (Business Continuity Plan; BCP) の策定等を行っておくことが必要である。

なお、風評及びシステムリスク等に係る危機管理については、銀行の資金繰りや社会に対して特に

大きな影響を与える可能性があることから、別途、監督上の留意点を定めることとする。」

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編）」金融庁（平成 19 年 10 月）

「Ⅱ－3－7 危機管理体制

Ⅱ－3－7－1 意義

近年、銀行が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、情報化の進展など銀行を取り巻く経営環境の変化も相俟って、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する可能性は否定できず、危機管理の重要性が高まっている。特に、地域に根差した経営をしている銀行においては、危機発生時における初期対応や地域に対する情報発信等の対応が極めて重要であることから、平時より危機管理体制を構築しておくことが必要である。このため平時より業務継続体制（Business Continuity Management; BCM）を構築し、危機管理（Crisis Management; CM）マニュアル、及び業務継続計画（Business Continuity Plan; BCP）の策定等を行っておくことが必要であると考えられる。

なお、風評及びシステムリスク等に係る危機管理については、銀行の資金繰りや社会に対して特に大きな影響を与える可能性があることから、別途、監督上の留意点を定めることとする。

「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」金融庁（平成 19 年 8 月）

「Ⅳ－3－1－5 業務継続体制（BCM）

（1）意義・対応

金融商品市場の仲介者として、重要な役割を果たしている証券会社等においては、危機発生時において、迅速な復旧対策を講じ、必要最低限の業務の継続を確保する等適切な対応を行うことが、国民生活・経済にとっても極めて重要であることから、平時より業務継続体制（Business Continuity Management; BCM）を構築し、危機管理（Crisis Management; CM）マニュアルの策定等を行っておくことが必要である。」

57 「決済システムレポート 2006」日本銀行（平成 19 年 7 月）

「災害その他の危機時にあっても金融・経済活動が極力中断されることなく円滑に維持されるためには、決済システムの安定的な運行とともに、市場参加者間のネットワークを維持して必要な市場取引が行えるようにするなど、金融市場の機能が確保されることが重要である。短期金融市場、証券市場および外国為替市場において、それぞれの市場の参加者により、被災時の情報共有体制や被災状況等に応じて推奨される市場慣行の変更（取引・決済方法の変更等）の内容やその決定にかかる協議・連絡のあり方など、被災時の業務継続力強化に向けた体制整備・運用面の強化が進められている。日本銀行も市場取引の円滑、決済システムの効率性・安全性の確保等の観点から、これらの体制整備・運用面の強化に参画し、各市場での取組みを積極的に支援している。また、金融機関の業務継続体制をみると、近年、多くの先が被災後早期に回復すべき重要業務の特定やバックアップ施設（コンピュータ・センターやオフィス）の確保、定期的な訓練の実施などを進めてきており、整備は着実に進展しているように窺われる。ただ、重要業務に関する復旧目標時間の設定や要員等の確保、訓練内容の充実など、残された課題は少なくない。日本銀行は、金融システム全体としての対応力を強化する観点から、業務継続体制について、考査やオフサイト・モニタリング等の場を通じて金融機関との間で議論を深め、一層の連携強化に努めている。」

58 わが国では、日本国債清算機関が国債取引の清算業務を、日本証券クリアリング機構が株式の取引所取引及び東京証券取引所上場の先物・オプション取引の清算業務を、ほふりクリアリングが株式の顧客・業者間取引の清算業務をそれぞれ行っている。また、大阪証券取引所は同取引所上場の先物・オプション取引の清算業務を行っているほか、東京金融取引所も金利先物等の市場デリバティブ取引の清算業務を行っている。

59 「カストディ銀行」とは、他者の代理で証券や金融商品の保管・管理を行う業務（カストディ業務）を行う銀行・信託銀行をいう。

60 「DVP」とは、証券決済において、証券の引渡しと資金の支払とが相互に条件付けられて行われる仕組みをいう。

61 「21 世紀に向けた証券決済システム改革について」金融審議会金融分科会第一部会証券決済システムの改革に関するワーキング・グループ（平成 12 年 6 月）

「2. 現行の証券決済システムの問題点

現行の我が国の証券決済システムは、次のような基本的問題点を抱えている。第一に、証券決済が、

有価証券の種類ごとに、異なる法制に基づいて行われており、統一的に規律するルールが存在しない。その結果、証券決済機関が有価証券ごとに別々に存在し、異なるルール・手続で決済を行っている。これが、様々な複雑さや非効率をもたらしている一因となっている。(証券決済制度の分立)

第二に、有価証券の流通段階におけるペーパーレス化が遅れており、権利の移転等に券面の引渡しを必要とする場合が依然として多い。また、既に存在するペーパーレス化の仕組みとしては、株券や国債(振替国債)における振替決済制度と社債等における登録制度とがあるが、いずれの仕組みもそれぞれ以下に掲げるような問題を抱えている。(効率的決済の観点からみたペーパーレス化の遅れ)

第三に、様々な事務処理における電子化、とりわけ STP 化が遅れているため、事務の効率化、決済期間の短縮の大きな障害となっている。(電子化の遅れ)

第四に、決済リスクを低減するための有効な仕組みである DVP が有価証券の種類によっては実現していない。(DVP の未実現)

また、これらの基本的な問題点のため、我が国は、証券決済についての国際標準とされている G30 や ISSA の勧告を十分に達成できない状況にある。」

「証券決済制度改革の推進に向けて」証券受渡・決済制度改革懇談会 証券決済制度改革の推進のためのワーキング・グループ(平成 14 年 11 月)

「我が国の証券決済システムの現状を見れば、国債以外では CSD によるペーパーレス決済が十分に浸透しているとは言えない状況にあるほか、欧米主要国で既に各証券種類について実現されている DVP 決済についても、まだ、実現されていない商品・取引があり、決済リスクの観点から大きな課題を残している。また、決済期間短縮の前提条件である STP 化された証券決済インフラ整備においても、STP 実現の柱となる約定照合・決済照合の集中照合システムは、現在、株式等において実現された状況であるが、機関投資家や運用会社等の照合インフラの利用率もまだ低く、株式等以外の商品の照合や、約定から決済に至る一連のプロセスの電子化による連動は未実現である。」

62 「STP」とは、注文から決済に至るまでの一連の取引プロセスを、人手を介さずにシームレスに行うことをいう。

63 「21 世紀に向けた証券決済システム改革について」金融審議会金融分科会第一部会証券決済システムの改革に関するワーキング・グループ(平成 12 年 6 月)

「4. 改革の具体的方策

現行の証券決済システムの問題を解決し、改革の目標を達成するためには、次に掲げる具体的方策に取り組むことが必要である。

(1) 統一的な証券決済法制の整備

(2) STP 化

(3) DVP の実現等

(4) クロスボーダー取引の決済の円滑化」

「証券決済制度改革の推進に向けて」証券受渡・決済制度改革懇談会 証券決済制度改革の推進のためのワーキング・グループ(平成 14 年 11 月)

「3.2 証券決済制度改革の目標

証券決済制度改革の具体的目標として、

① 国際競争力を持つ最先端の、ペーパーレス化された DVP 決済の実現

② システム全体での効率化を図り競争力を高める STP 化の実現

③ 決済期間短縮の実現

の 3 点を目指す。」

64 平成 13 年制定の「短期社債等の振替に関する法律」に基づいて短期社債(CP)が、平成 14 年制定の「社債等の振替に関する法律」に基づいて国債、一般債、投資信託等が、平成 16 年制定の「社債、株式等の振替に関する法律」に基づいて株式が、それぞれペーパーレス化されるに至っている。

65 平成 6 年に国債の DVP が実現し、その後、平成 10 年に一般債(登録債)、平成 13 年に株式(取引所取引)、平成 15 年に短期社債、平成 16 年に株式(一般振替)、平成 18 年に一般債(振替債)、平成 19 年に投資信託という順に DVP が実現している。

66 例えば、コード体系の国際標準では、ISIN (International Securities Identification Number、国際証券識別コード、ISO 6166)、CFI (Classification of Financial Instruments、金融商品分類コード、ISO

10962) 等がある。また、通信メッセージ・フォーマットの国際標準では、国際的な証券受渡しのためのフォーマットとして、昭和 59 年に ISO 7775 が制定され、その後、ISO 15022 (平成 11 年制定)、ISO 20022 (平成 16 年制定) と、技術革新を背景に改訂されている。このほか、証券の注文・約定のためのフォーマットとしては、欧米金融機関により設立された標準化団体である FIX Protocol の国際標準等がある。

67 「証券決済システムのための勧告 (日本銀行仮訳)」 CPSS・IOSCO (International Organization of Securities Commissions) 証券監督者国際機構 (平成 13 年 11 月)

「勧告 16：通信手順および標準

証券決済システムは、クロスボーダー取引の効率的な決済を容易にするために、関連する国際通信手順と標準を利用または受容すべきである。」

「世界の証券市場における清算および決済システム (日本銀行仮訳)」 G30 (Group of Thirty) 勧告 (平成元年 3 月)

「勧告 9：統一証券コード等

各国は、ISO (国際標準化機構) により開発された標準証券メッセージ (ISO 標準 7775) を採用すること。特に、少なくとも国際取引については、ISO 標準 6166 に基づく国際証券銘柄コードを採用すること。また、これらの標準化は世界的に 1992 年迄に行われること。」

「グローバルな清算および決済：アクションプラン (日本銀行仮訳)」 G30 勧告 (平成 15 年 1 月)

「勧告 2

メッセージ標準や通信プロトコルを調和させること。」

68 最近では、株式の議決権行使、配当支払などのいわゆるコーポレート・アクションの分野において、処理プロセスの効率化を図る観点から、その事務処理を従来行われていた手作業に代えて、電子化する動きが広がりつつあり、証券関連データの効率的な利用は一段と重要性を増しているとされる。

69 現在、ISO 20022 の枠組みの下で、資金決済、証券、外国為替、貿易金融の 4 分野について、金融業務向けの通信メッセージ・フォーマットの国際標準化が進んでおり、従来、電子化が進んでいなかった業務分野にもその範囲を拡大している。

70 ここでの損失は、未決済取引を再構築するコスト及び当該未決済取引に係る未実現利益である。

71 「フェイル」とは、証券取引の決済に関し、取引当事者の信用力とは異なる理由により、当初予定していた決済日が経過したにもかかわらず、証券の受渡しが行われていない状態をいう。

72 国債、株式では T+3 日決済が行われている一方、短期社債では T+0 日決済が行われる場合もある。

73 「証券受渡・決済制度改革に関する中間報告書」(平成 12 年 3 月証券受渡・決済制度改革懇談会)、「21 世紀に向けた証券決済システム改革について」(平成 12 年 6 月金融審議会金融分科会第一部会証券決済システムの改革に関するワーキング・グループ)、「証券決済制度改革の推進に向けて」(平成 14 年 11 月証券受渡・決済制度改革懇談会 証券決済制度改革の推進のためのワーキング・グループ)

74 株式の制度信用取引では、現状、証券金融会社が T 日夕刻に貸借取引の申込みを受け付け、T+1 日午前中に数量確定事務を行っているが、例えばこれらを T 日中に完了させることが対応策として考えられる。システム・トラブルや発注ミスに対処するための売買訂正事務を T+2 日までに行うことを認めていることについては、これを例外処理として分離することにより、通常処理の決済期間を短縮化することが考えられる。

75 ただし、投資運用業者の STP 化は、金融商品取引業者、信託銀行、カストディ銀行等の他業態と比べて進んでいない。

76 非居住者との取引では、約定照合までの処理が現地で行われ、クロスボーダーの決済指図を経て、国内で決済照合以降の処理が行われる。国内で行われる決済照合以降のプロセスは STP 化による迅速な処理が行われているが、現地で行われる約定照合やクロスボーダーの決済指図の処理については時差の問題等もあり迅速化が図られていない。このため、例えばグローバルな電子照合システムの活用等による処理の迅速化が図られれば、決済期間の短縮化に資すると考えられる。

77 東京、大阪、名古屋の証券取引所に上場する株式の委託売買高の総額に占める外国人投資家の割合は 5

割を超えている（平成 18 年：54.2%＜東京証券取引所調べ＞）。

78 非居住者取引における決済照合は、T+0 日で 1 割、T+1 日で 6 割、T+2 日でも 8 割程度に止まっている（証券保管振替機構調べ）。

79 米国では、当初、平成 14 年 6 月までの T+1 化実現を目指していたが、その後、平成 12 年に SIA（Securities Industry Association、米国証券業協会）が実施した投資効果分析の結果を踏まえ、T+1 化実現時期を平成 16 年 6 月と設定し、改革プログラムを推進していた。しかし、同時多発テロ等の影響を背景に平成 17 年 6 月に延期され、現在は実施時期が未定となっている。

80 わが国の国債清算機関である（株）日本国債清算機関の参加者の大半は金融商品取引業者が占めており、清算（ネットィング）のニーズが少ない信託銀行などからの参加が少ないと指摘されている。

81 国債清算機関の非参加者との取引では、約定照合後、清算（ネットィング）、決済に至る処理プロセスの STP が実現していない。

82 国債投資家別売買高の総額に占める外国人投資家の割合は 1 割を下回る水準である（平成 18 年：8.5%＜日本証券業協会調べ＞）。

83 「レポ市場」とは、現金担保付債券貸借市場及び現先市場をいう。

84 米国では、T+0 レポ市場が形成されているのに対し、わが国では、現状レポ取引が T+0、1 決済で行われることは少なく、T+2 日決済が中心となっている。

85 「アルゴリズム取引」とは、コンピュータ・システムが株価や出来高などに応じて、株式売買注文のタイミィングや数量を自動的に判断し、継続的に注文を行う取引のことである。

86 清算・決済機関の国際的連携を図るためには、前述の処理プロセスの効率化が重要である。例えば、コード体系や通信メッセージ・フォーマットの標準化が進めば、異なるシステム間の連携が容易になるため、国内外の清算・決済機関間の連携など清算・決済機関の機能強化を図りやすくなると考えられる。また、国内において清算機関が複数存在することに対する問題点の指摘に対しても、標準化によりその解決にも資すると考えられる。なお、清算・決済機関の国際的連携に当たっては、標準化だけでなく、法制・税制面の課題も指摘されている。

87 例えば、米国の DTCC（Depository Trust & Clearing Corporation）、欧州の Euroclear、Clearstream では、配当金・元利金の支払、有価証券貸付、担保管理、コーポレート・アクション情報の提供等の業務を行っている。

88 振替機関は、法律により業務に制限が課されており、欧米の清算・決済機関が行っている業務の中で認められていないものがある。

89 このほか、例えば、有価証券貸付であれば、フェイル回避や投資効率向上を目的とした株式貸借取引の円滑化に資するものと考えられる。

90 銀行は、証券取引に付随するサービスとして有価証券の保護預りや有価証券の貸付けが認められている一方、例えば海外投資家向けの株式貸借取引の媒介等は認められていない。

91 例えば、「電子登録債権法（仮称）の制定に向けて」金融審議会金融分科会第二部会・ITWG（平成 18 年 12 月 21 日）では、電子記録債権の「ネットィングについて、実務上の利点の確保、決済の安全性の確保や利用者保護の観点から、どのような対応が適切か、検討していく必要がある」とされている。

決済に関する研究会メンバー（敬称略、五十音順）

池尾 和人 慶應義塾大学経済学部教授

(座長) 岩原 紳作 東京大学大学院法学政治学研究科教授

神田 秀樹 東京大学大学院法学政治学研究科教授

杉浦 宣彦 中央大学ビジネススクール開設準備室付教授

鈴木 義伯 (株)東京証券取引所常務取締役

名取 至 (財)金融情報システムセンター調査部主任研究員兼
第Ⅱユニット長

野村 修也 中央大学法科大学院教授

本多 正樹 東京国際大学経済学部教授

森下 哲朗 上智大学法科大学院教授

和仁 亮裕 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズパート
ナー弁護士

(金融庁金融研究研修センター長)

吉野 直行 慶應義塾大学経済学部教授

決済に関する研究会開催状況

第 1 回	平成 19 年 7 月 4 日 (水)	決済の現状等について
第 2 回	平成 19 年 7 月 23 日 (月)	Edy 等について
第 3 回	平成 19 年 8 月 6 日 (月)	ポイント・サービスについて
第 4 回	平成 19 年 8 月 22 日 (水)	収納代行等について
第 5 回	平成 19 年 9 月 11 日 (火)	送金サービス等について
第 6 回	平成 19 年 9 月 26 日 (水)	決済に関する新たなサービスについて
第 7 回	平成 19 年 10 月 5 日 (金)	資金決済について
第 8 回	平成 19 年 10 月 26 日 (金)	資金決済について
第 9 回	平成 19 年 11 月 7 日 (水)	証券決済について
第 10 回	平成 19 年 11 月 21 日 (水)	証券決済について
第 11 回	平成 19 年 12 月 5 日 (水)	論点の整理
第 12 回	平成 19 年 12 月 18 日 (火)	論点の整理